

とんだばやし認定調査通信（9号）



この特記事項の内容についてどう考えますか？

2-7. 口腔清潔（介助の方法） 【判断に迷う特記事項の例】

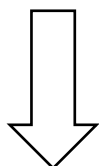
自分では歯磨きをしないので、妻が磨くように毎日声をかけている。 「選択 一部介助」

【判断に迷う点(気になる点)】

妻が歯を磨くように声かけをしているが、歯を磨く一連の行為自体に介助は行われているのか。
歯磨き中の声かけや付き添い、または歯磨き後の確認等があるのかどうか。

【定義】(調査員テキストより)

「口腔清潔」とは、歯磨き等の一連の行為のことで、「歯ブラシやうがい用の水を用意する」「歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備」「義歯をはずす」「うがいをする」等のことである。
洗面所への誘導、移動は含まない。
義歯の場合は、義歯の清潔保持に係る行為で選択する。



動作開始の声かけ（促し）だけではチェックには該当しません。

POINT !

今回の事例では、妻が歯を磨くように声かけをしているようですが、歯磨きの一連の行為自体に確認や指示・声かけが行われているのか判断が付きません。動作開始の促しがあるだけで、磨く行為は問題なく自分で行っている場合は「介助されていない」になります。

（歯ブラシ等の準備や動作指示、磨き残し確認等のいずれかを行っていれば、「一部介助」となります。）

【わかりやすい特記事項の例】（「一部介助」の場合）

自分では歯磨きをしないので、妻が横について磨く指示や声かけを行い、磨く行為は自分で行っている。



読み手に伝わりやすい特記事項の記入にご協力をお願いします。

※市町村によって解釈に違いがある場合もありますので、ご注意ください。